

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第11号 山ノ内町過疎地域自立促進計画の策定について
- 2 議案第12号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 3 議案第13号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第14号 山ノ内町行政不服審査会条例の制定について
- 5 議案第15号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第16号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第17号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第18号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第19号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第20号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第22号 小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第23号 平成28年度山ノ内町一般会計予算
- 14 議案第24号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- 15 議案第25号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 16 議案第26号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 17 議案第27号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 18 議案第28号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
- 19 議案第29号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
- 20 議案第30号 平成28年度山ノ内町水道事業会計予算
- 21 選 第 1号 山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 22 陳情第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 23 陳情第 2号 最低制限価格の設定に関する陳情書
- 24 陳情第 3号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情
- 25 発委第 2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について
- 26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

28 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

---

○ 出席議員次のとおり（14名）

1番	小林民夫君	8番	高田佳久君
2番	山本光俊君	9番	徳竹栄子君
3番	湯本晴彦君	10番	渡辺正男君
4番	布施谷裕泉君	11番	児玉信治君
5番	西宗亮君	12番	小林克彦君
6番	望月貞明君	13番	山本良一君
7番	高山祐一君	14番	小淵茂昭君

---

○ 欠席議員次のとおり（なし）

---

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	河野雅男	議事係長	常田和男
--------	------	------	------

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	柳澤直樹君
教育長	佐々木正明君	会計管理者	山崎和彦君
総務課長	内田茂実君	税務課長	大井良元君
健康福祉課長	成澤満君	農林課長	柴草隆君
観光商工課長	藤澤光男君	建設水道課長	鈴木隆夫君
教育次長	渡辺千春君	消防課長	阿部好徳君
代表監査委員	中野隆夫君		

---

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(小淵茂昭君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は14名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

議長(小淵茂昭君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、3月22日の議会運営委員会に、議会側から9件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

---

### 1 議案第11号 山ノ内町過疎地域自立促進計画の策定について

議長(小淵茂昭君) 議事に入ります。

日程第1 議案第11号 山ノ内町過疎地域自立促進計画の策定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る3月7日の本会議において、山ノ内町議会過疎地域自立促進計画審査特別委員会に審査を付託してありますので、特別委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷過疎地域自立促進計画審査特別委員長、登壇。

(過疎地域自立促進計画審査特別委員長 布施谷裕泉君登壇)

過疎地域自立促進計画審査特別委員長(布施谷裕泉君)

山ノ内町議会過疎地域自立促進計画審査特別委員会審査報告書

平成28年3月28日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

山ノ内町議会過疎地域自立促進計画審査特別委員会  
委員長 布施谷 裕 泉

1. 審査月日 3月14日・15日
2. 審査場所 役場委員会室
3. 審査議案

(1) 議案第11号 山ノ内町過疎地域自立促進計画の策定について

(以上1件 平成28年3月7日付託)

#### 4. 審査要領

審査にあたっては、常任委員会の組織をもって2部会とし、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴し、合同部会会議、部会会議、正副部会長会議、さらに全体委員会をもって討論し結論とした。

#### 5. 経 過

## 部会の審査区分

### (1) 議案第11号 山ノ内町過疎地域自立促進計画の策定について

#### ○合同部会（各部会共通）

- ・ 1 基本的な事項
- ・ 事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分

#### ○第1部会（部会長 西 宗亮）

- ・ 2 産業の振興
- ・ 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
- ・ 4 生活環境の整備の内【住宅環境】、【上・下水道】、【公園・緑地】、【自然環境】、【景観】、【防災】
- ・ 9 集落の整備の内【コミュニティ】、【町民参加】
- ・ 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

#### ○第2部会（部会長 渡辺正男）

- ・ 4 生活環境の整備の内【環境・衛生】、【交通安全・地域安全】、【消費生活】
- ・ 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ・ 6 医療の確保
- ・ 7 教育の振興
- ・ 8 地域文化の振興等
- ・ 9 集落整備の内【人権の尊重】、【男女共同参画社会】

## 6. 審査区分及び結果

### 審査区分 議案第11号

原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、若干報告の背景を説明させていただきます。

委員会採決におきましては、賛成多数で採決すべきものと決定いたしました。意見はあえてつけないことといたしました。これは、昨年12月議会における第5次総合計画後期基本計画の特別委員会で、11項目の審査意見を付託決議として付してあることによるものです。

当町では、自立促進の指針として、第5次山ノ内町総合計画を位置づけており、これに基づき各種施策を進めることとしています。総合計画の将来像とする「人と自然を育み、次世代へつなげる温もりのあるまち」を具現化するために、今回策定された山ノ内町過疎地域自立促進計画は大きな意味を持ちます。

最終年度とする平成32年度までの5年間、過疎債の効果的かつ効率的な運用を図る中で、結果を求められることとなります。取り組みには、町民、行政、議会が一丸となって実現のため努力することが重要と考えます。

その上で、改めて後期基本計画11項目の意見に対し、積極的な対応を強く要望し、背景の説

明とさせていただきます。

**議長（小渕茂昭君）** これより特別委員長報告に対し、質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（小渕茂昭君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、過疎地域自立促進計画審査特別委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

**10番（渡辺正男君）** 10番 渡辺正男。

議案第11号 山ノ内町過疎地域自立促進計画の策定について、反対の立場から討論を行います。

本案については、12月議会で可決した第5次総合計画後期基本計画と基本的には軌を一にするもので、中身を踏襲し整合性を持たせる形で、過疎地域自立促進のための計画として位置づけたものです。

特別委員会の審査の中でも、各担当課職員からは、後期基本計画と同じですとの言葉がたびたび聞かれました。第5次総合計画後期基本計画に反対をした立場から、後期基本計画と同じと言われれば言われるほど賛成できなくなります。

後期基本計画に反対した理由は4点ありました。

1点目は総合スポーツ施設の建設に対しての後退、2点目には介護サービス充実の部分での低所得者負担軽減の廃止方針、3点目は定住促進住宅建築工事等支援事業、いわゆる住宅リフォーム助成事業、これの廃止、4点目は小学校の平成34年度一校統合整備の方針です。

本計画案には、28年度策定予定の公共施設等総合管理計画との整合が求められます。基本的には、本計画案に記述のないものは過疎債の対象にはならないとのこと。その反面、記述があっても、できなければ仕方がないということで問題はないとのこと。

体育施設については、既存施設の有効利用の記述はあっても、総合スポーツ施設の記述はありません。やはりという感じです。本気で建設の検討をしようとするなら、総合スポーツ施設の整備の文言を入れておくことは何ら問題ないと考えます。

前回、この過疎地域自立促進計画が議題になった平成22年12月議会では、全会一致で可決した上で、社会体育館建設の要否、場所、規模、時期等の検討を早急に始めることとの付帯決議を議会としてつけています。町当局は、この5年間、この付帯決議にどう向き合ってきたのでしょうか。何の進展も見られなかったことは、本当に残念です。

本案は、基本的に第5次総合計画を基本計画と一体の計画であり、その中身の不十分さと問題点については、12月議会で指摘したとおりであります。同じ理由から、本案には反対をさせていただきます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 次に、過疎地域自立促進計画審査特別委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

2番 山本光俊君、登壇。

（2番 山本光俊君登壇）

2番（山本光俊君） 2番 山本光俊。

議案第11号 山ノ内町過疎地域自立促進計画の策定について、賛成の立場で討論を行います。

過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、該当市町村が地域の自立促進の基本的方針を定め、必要な施策を総合的に講ずる計画です。

今回の町の過疎地域自立促進計画は、平成22年度から27年度の計画に引き続き、28年度から32年度までの5カ年の計画ですが、昨年12月議会で議決した第5次総合計画後期基本計画をベースとしています。

総合計画は、町の最上位の計画であり、基本理念である「住む人、訪れる人に温もりのある郷土」の実現のため、将来像や基本目標、平成32年度の将来人口目標を定めていますが、後期基本計画では、その実現のための具体的な施策を示しています。

よって、この内容をベースとして策定されている計画であることから、当該計画も当然可決すべきものと考えます。

また、昨年12月議会では、後期基本計画の可決後に町議会として付帯決議で意見をつけておりますので、それをベースとして策定されている過疎地域自立促進計画にも同様に付帯決議事件の効力がついていると考えることができます。

結びに、過疎地域自立促進計画は国からの総合的な支援が受けられるため、町総合計画、後期基本計画を実行する上での大きなツールになると思います。後期基本計画のイノベーション戦略プランなどに、この過疎地域自立促進計画をより有効に活用し、平成32年度の将来人口目標が達成することを期待して賛成討論とします。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかに討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論を終わります。

議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する特別委員長の報告は可決であります。

議案第11号を特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（小淵茂昭君） 起立11名です。多数であります。

したがって、議案第11号 山ノ内町過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進計画審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

- 
- 2 議案第12号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 3 議案第13号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 4 議案第14号 山ノ内町行政不服審査会条例の制定について
  - 5 議案第15号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 6 議案第16号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
  - 7 議案第17号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

議長（小淵茂昭君） 日程第2 議案第12号から日程第7 議案第17号までの6議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（小淵茂昭君） ただいまの6議案につきましては、去る3月7日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。西総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇）

総務産業常任委員長（西 宗亮君） 5番 西宗亮。

それでは、付託されました案件につきまして審査報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成28年3月28日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

総務産業常任委員長 西 宗 亮

1. 委員会開催月日 3月16日・17日
2. 開催場所 第1・第2委員会室
3. 審査議案

議案第12号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第13号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 山ノ内町行政不服審査会条例の制定について

議案第15号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

(以上6件 平成28年3月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

#### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号  
いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査経過についてご報告をさせていただきます。

まず、議案第12号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法第24条において、一部削除と一部一括化などの一部改正に伴う条ずれなどを整備するものであり、問題ないものと判断し、全会一致で原案のとおり可決すべきものとしたしました。

議案第13号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、同じく地方公務員法の改正による条ずれ、語句の改正整備等を行うものであり、問題ないものと判断し、全会一致で原案のとおり可決すべきものとしたしました。

議案第14号 山ノ内町行政不服審査会条例の制定については、関係する上位法に基づき、公文書公開等審査会条例を廃止し、新たに本条例を制定するものであり、上位法に沿ったもので問題ないものと判断して、原案のとおり可決すべきものとしたしました。

議案第15号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、長野県の関係条例準則に沿っての改正でありますので、問題ないものと判断して、全会一致で原案のとおり可決すべきものとしたしました。

議案第16号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、現条例に法律番号を追記した上で条ずれを整備するものであり、これも問題ないものと判断して、全会一致で原案のとおり可決すべきものとしたしました。

議案第17号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定については、本年4月1日から総務課内に移住定住推進室を新設し、室長に総務課長、係長に企画財政係長に加え、新たに専任担当者を配置するためのものであり、ワンストップサービスを実行すること、来庁者にもわかりやすく表示することなどの意見を申し上げた上で今後の効果を期待し、審査の結果、いずれも妥当なものであり問題ないものと判断して、全会一致で原案のとおり可決すべきものとしたしました。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**議長（小淵茂昭君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第12号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（小淵茂昭君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。



(発言する者なし)

**議長(小淵茂昭君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(小淵茂昭君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(小淵茂昭君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(小淵茂昭君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(小淵茂昭君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 山ノ内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 山ノ内町行政不服審査会条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(小淵茂昭君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(小淵茂昭君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(小淵茂昭君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 山ノ内町行政不服審査会条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

8 議案第18号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について

9 議案第19号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

10 議案第20号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長(小淵茂昭君) 日程第8 議案第18号から日程第10 議案第20号までの3議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(小淵茂昭君) ただいまの3議案につきましては、去る3月7日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

西総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇)

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

それでは、付託されました案件につきまして審査報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成28年3月28日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

総務産業常任委員長 西 宗 亮

1. 委員会開催月日 3月16日・17日

2. 開催場所 第1・第2委員会室

3. 審査議案

議案第18号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(以上3件 平成28年3月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

#### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第18号、議案第19号、議案第20号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査経過について若干ご説明をさせていただきます。

まず、議案第18号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法の改正を受けて、現条例の一部を削除、一部を新たに加えるものとマイナンバーに係る条文の改正であり、問題ないものとして、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

議案第19号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、税条例の一部改正ということから当総務産業常任委員会に付託となりましたが、条例の内容については、社会文教常任委員会の所管するところでもあり、申し入れをして連合審査を行いました。

平成30年度から組織の広域化により県下一本化されることを見据えて、保険者の負担軽減を配慮し、法定外繰り入れを行った上で平均3.4%の増税改正とすることで、国保運営審議会に諮問、答申を受けてのものであり、条例一部改正はやむを得ないものと判断して、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第20号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、法及び施行令の改正により生じた語句の修正と傷病補償金、休業補償等の額を水準に戻すためのものの改正であり、問題ないものとして、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**議長（小淵茂昭君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第18号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（小淵茂昭君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（小淵茂昭君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（小淵茂昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、総務産業常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

議案第19号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本案の国保税の改定は、医療給付費分の応益割の均等割を2,000円、平等割を1,000円値上げし、後期高齢者支援金分均等割を1,000円、介護納付金分均等割を1,000円値上げしようとするものです。

応益割を値上げして応能割を見直さないということについて、担当課では応益割には法定軽減があり、低所得者に配慮したと説明しましたが、その点については若干疑問が残ります。そもそも所得にかかわらず課税されるのが応益割だからです。

今回、値上げが必要と判断し国保運営協議会に説明があったのは、11月16日のことでした。その時点で、3月から9月の医療費は3.4%、前年対比で伸びていました。そのことから、27年度決算見込みで保険給付費が11億5,100万円になり、基金から1,800万円の繰り入れが必要で、基金残高は約5,221万円に減少との試算でした。担当課の説明では、平成30年度の国保県一本化後も、この基金残高を維持したいとのこと。その上で、28、29、30年度とそれぞれ4%ずつ保険給付費が伸びることを想定すると、年平均約4,000万円の財源不足が生じ、そのうちの半分を2,000万円の法定外繰り入れで埋め、残りを値上げで賄いたいというのが今回の改定案です。平均で約3.4%の値上げになります。

私が問題視する点の1つ目は、27年度の国保会計の決算見込みです。今議会の一般質問で、12月までの保険給付費の伸びは、前年度対比で1.3%の伸びとの答弁がありました。このまま推移すると、保険給付費の決算見込みは約11億3,800万円ということになります。

ところが、今議会で可決された国保会計の補正予算第2号、これは最終補正になりますが、保険給付費の予算現額は当初予算のままの11億8,578万円余です。その間には、4,600万円余りの開きがあります。また、歳入では、基金繰り入れが約1,276万円ということで、500万円余の開きがあり、歳入歳出合わせると5,000万円以上の余力がある、開きがあるということになります。11月時点で想定した状況とはかなり違ってきています。決して楽観視するわけではありませんが、私の試算では、27年度は逆に基金積み立てに転じると考えております。

問題点の2つ目は、28年度以降の保険給付費の伸びを過大に見過ぎているという点です。担当課の推計では、毎年4%ずつ保険給付費が伸びることを想定しています。しかし、28年度予算では、国保税収入を3.4%値上げするにもかかわらず、対前年度約377万円減となっています。これは、被保険者が200人以上も減ることによります。さらに、28年度からの診療報酬は全体

で1.03%減の改定となります。

こうした情勢の中で、保険給付費だけは毎年4%ずつ増加していくというのが値上げ案の推計です。これは、明らかに過大な見込みだと思えます。そして、27年度から始まった国の保険者支援金上乘せ1,700億円が、29年度からは3,400億円に増額されますが、これは推計に加味されていません。

振り返って後期高齢者医療制度が始まった20年度以降の保険給付費の動きを見ると、多少の上がり下がりはありましたが、20年度の11億3,535万円に対し、26年度は11億2,340万円と、1,000万円減っています。この7年間で保険給付費は伸びてはいません。

問題点の3つ目は、国保運営協議会の運営についてです。今回の町長からの値上げ諮問は12月17日でした。1月の半ばころまでに答申が欲しいということで審議が行われましたが、実質審議はその1回のみ、十分な検討審議が行われたとは言いがたいものであったことを指摘しておきたいと思えます。

26年度の国保税は、1世帯当たり18万5,641円で県下8位という高さです。それに対して1人当たりの医療費は29万636円で県下64位となっています。医療費は安いのに保険税は高いというのが我が町の現状であります。これ以上の値上げは、客観的に見て無理があると言わざるを得ません。

総合的に見て、保険給付費の伸びを過大視し、歳入を厳しく見る余り値上げが必要との結論になったものと推察します。27年度の決算見込みに誤差があり、今後、被保険者数が約5%減少し、診療報酬が1.03%減額改定される中で、保険給付費だけは4%ずつ増という無理のある想定で、この想定をもとに被保険者に負担増をお願いすることはとてもできません。しかも、保険者支援金の増額もあることを考慮すると、値上げは必要ないものと考えます。

以上の理由から、本案には反対をさせていただきます。

以上です。

**議長（小淵茂昭君）** 次に、総務産業常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

（発言する者なし）

**議長（小淵茂昭君）** 討論を終わります。

議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（小淵茂昭君）** 起立11人で多数です。

したがって、議案第19号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 1 1 議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 2 議案第22号 小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長(小淵茂昭君) 日程第11 議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第12 議案第22号 小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る3月7日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇)

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

それでは、常任委員会の審査報告を行います。

#### 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成28年3月28日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

社会文教常任委員長 渡 辺 正 男

1. 委員会開催月日 3月16日

2. 開催場所 第3・第4委員会室

3. 審査議案

議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件 平成28年3月7日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

#### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第21号、議案第22号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

以上です。

審査の経過について若干ご説明申し上げます。

議案第21号の介護保険条例の一部改正につきましては、保険料の減額や納付猶予、そういった書類の記載の部分について、氏名及び住所となっていたものに対し、マイナンバー制度導入によって個人番号も記載するというので、それが書き加わっている、そういった改正であります。

審査の結果、委員からは、問題はないんじゃないかということで、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第22号につきましては、北小学校をこの条例から削るという内容でありまして、平成29年の4月から西小学校と北小が統合され、北小に通っている子供たちが西小に通うことになる。それを前提とした条例改正であります。

委員会審査の中では、時期尚早ではないかというような意見も一部ありました。そんな形で、全会一致ではなく、賛成多数ということで可決すべきものと決定とさせていただきます。

審査の経過の説明については以上です。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

**議長（小淵茂昭君）** これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（小淵茂昭君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（小淵茂昭君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長（小淵茂昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号 小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)



議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、社会文教常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

13番 山本良一君、登壇。

（13番 山本良一君登壇）

13番（山本良一君） 13番 山本良一です。

議案第22号 小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

小学校の統合問題については、私も前期、5年ほど前より、小学校のあり方検討委員会あるいは議会一般質問などにおいてたびたび意見を述べてまいりましたが、一体なぜ統合せねばならないのかという疑問に対する確かな回答は今もって聞いた覚えはございません。

文科省のいう小規模校のデメリット、切磋琢磨、相互啓発ができにくい。果たして本当にそう思っているのかどうか、甚だ疑わしい。確かなデータなど示されておりません。

小規模校のメリットなど、統合に前のめりの姿勢でいる方たちには、これは言っても始まらない、聞く耳をお持ちでないわけですから、言ったところでむなしさしか感じないわけですが、一方、大人社会での競争に備え、子供のうちからもまれたほうがよい、こういったことを平気でおっしゃる保護者の方が目につくんですが、それが本当に子供たちのためになると思っているとしたら、大きな間違いだと、この場で指摘したい。

国連・子どもの権利委員会は、日本政府に対してたびたび、これは3回ほどだそうですが、過度に競争主義的な環境における否定的な結果を避けることを目的として、学校制度及び学力に関する仕組みを再検討することなどを勧告しています。日本政府は、全く改善に耳を傾けておりません。

1947年、昭和22年3月31日、教育基本法、学校教育法が制定され、戦後の新しい学校制度がスタート、義務教育期間が小学校6年間と中学校3年間、合わせて9年間とされ、戦後の新しい義務教育制度が発足した。その9年後、1956年、12から18学級という基準が初めて示されたとのことです。12から18学級、この標準規模を示されたのは、法律よりずっと後からなんです。また、そのとき、法律によって1学級の適正な数、これは規定されておりませんでした。つまり、こういった過去の時代の基準が現在もまだなお学校の標準規模、適正規模として使われている、これが実情なんです。当時の基準が、果たして現代の適正規模、それと言えるでしょうか。甚だ疑問を感じているわけです。

まして、今、この山ノ内町においては、人口減少に歯どめをかける、そういった目的で総合戦略を掲げている。そんな中で、人口減少対策、全く効果なく、ひたすら人口が減少するよというシミュレーションを掲げて町民の理解を得ようとしている。小学校統合計画は、そういった形に僕には見えます。行政の中における少しの矛盾、これを感じるわけです。ましてやインベーション、かけらもない政策だと言わざるを得ません。

統合中学校が昔できたんだから、小学校だってという意見、これは多く聞かれます。本日、時間もかかりますから細かく言いませんが、当時の統合は、町民の要求によるものでも、教育的見地からでもないんです。これは、国が勧めた町村合併と一体的に行われた中学校単位での8,000人という中で中学校1つ、そういった国策にのっとった統合中学。現在、表向きは子供たちのために、文科省は言っています。実際は、財務省の財政緊縮政策という形で、やっぱり乗っかっているわけです。

財務省が毎年行う予算執行調査、これにおいて、学校規模の最適化に関する調査というのが選定されて調査されました。そのまとめの中では、前文に、学校統合については、教育政策や住民自治とは関係する面が強く、財政効率化という観点のみで論ずべきではない課題であると、前文では書いているんですが、中身のまとめを見ると、学校統合によって人件費を中心として、小・中合計で約170億円の効率化、児童・生徒一人当たりでは約3割の効率化が図られた。まさに財務省の思惑が当たっているというのをみずから示しております。

教育論はここまでとして、今議案を審査した中で感じたこと、これはとにかく統合する期日は決めてある。ただ、細部については全て今後検討する。とにかく現在何も決まっていないという、これが実情、この統合計画だと思っています。

審査の中では、校歌の問題が出ました。西小の校歌を歌うのか、教育委員会の対応は、正式には決まっていないが、場合によっては歌わないという方策もあるんじゃないかという回答を得られました。冗談じゃないですよ。段階的統合の踊り場の統合じゃないんですよ。1年生から入って6年生まで行く人たちにとっては、生涯に一度だけの小学校、そのところを安易に考えて簡単に結論を出さないで私はいただきたいと思っています。

さらにもう一つ、北小学校の児童数の少なさ、こういったものを非常に重要視して、町全体が抱える問題という形で、喫緊の問題の一つとして、今回統合というのが進められています。その第1段階として、北小学校と西小学校が統合する。ただし、統合して今度は3校になって、その3校のその地域の人たちの思いとか気持ちというものを聞いたことがあるんでしょうかというのが、私は一番大きな疑問なんです。それぞれの地域には、地域なりの考えがあっても私はいいと思っていますが、そのところの意見を聞く、そんな動きがないというのが非常に大きな疑問となっております。地域の声に耳を傾ける、そういった努力が必要かなと思っているわけです。いわゆる教育の理想として、元気に登校、笑顔で帰宅できるような、そのために必要な統合とは一体何かというものを、教育委員会は町民に教えるべきだと私は思っています。

また、審査の中で、やはり出てきたんです。吸収ではない対等な統合だ、こういった考え方は、子供たちのためでもなく、教育のためでもない、そういった意見なんです。こういった意見が出てくるような状況をつくらないように、事前にもう少しすり合わせて審議して、意見を整理して、覚悟を決めた上で統合に臨むべきであると私は考えますので、今議案を提案することは、将来に禍根を残すおそれがあるので、時期尚早と考えて反対とします。

結びに、地域においてはもう既に小学校跡地として捉えられている。活用法などもひそかに、

しかし着々と準備されているやに伺っております。これは非常に行政としては大きな矛盾を感じるわけですが、いずれにしろ、この私のささやかな思いはかなわず、今議案が可決される可能性が非常に強いという読みを私は持っておりますもので、本日は、町行政の上では北小学校が消滅する日となります。閉校式、こんな提案も出ておりますが、あれはセレモニーなんですよ。あの場の雰囲気です涙なんていうのは、要するにそのセレモニーに酔っているだけの話です。本当に涙するのは、本日、これが可決されて、北小学校が行政から消える、その段階です。だから、私一言だけ述べさせていただきます。

設立に当たって随分ご尽力された先人の方の思いやご努力に、そしてまた北小学校に、長い間ご苦労さまでした。ありがとうと言申し上げて反対討論とさせていただきます。

**議長（小淵茂昭君）** 次に、社会文教常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。  
ありませんか。

（発言する者なし）

**議長（小淵茂昭君）** 討論を終わります。

議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（小淵茂昭君）** 起立12人で多数であります。

したがって、議案第22号 小学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

- 
- 13 議案第23号 平成28年度山ノ内町一般会計予算
  - 14 議案第24号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
  - 15 議案第25号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
  - 16 議案第26号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
  - 17 議案第27号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計予算
  - 18 議案第28号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
  - 19 議案第29号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
  - 20 議案第30号 平成28年度山ノ内町水道事業会計予算

**議長（小淵茂昭君）** 日程第13 議案第23号から日程第20 議案第30号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（小淵茂昭君） ただいまの8議案につきましては、去る3月7日の本会議において山ノ内町議会予算審査特別委員会に審査を付託してあります。予算審査特別委員長から審査の報告を求めることにします。

望月予算審査特別委員長、登壇。

（予算審査特別委員長 望月貞明君登壇）

予算審査特別委員長（望月貞明君） 6番 望月貞明。

それでは、平成28年度予算関係8議案の審査結果をご報告申し上げます。

山ノ内町議会予算審査特別委員会審査報告書

平成28年3月28日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

山ノ内町議会予算審査特別委員会  
委員長 望 月 貞 明

1. 委員会開催月日 3月8日・9日・10日・11日

2. 開催場所 役場委員会室

3. 審査議案

- (1) 議案第23号 平成28年度山ノ内町一般会計予算
- (2) 議案第24号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- (3) 議案第25号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- (4) 議案第26号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- (5) 議案第27号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- (6) 議案第28号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算
- (7) 議案第29号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算
- (8) 議案第30号 平成28年度山ノ内町水道事業会計予算

（以上8件 平成28年3月7日付託）

4. 審査要領

審査にあたっては、常任委員会の組織をもって2部会とし、次の担当区分により部会ごとに関係課等の課長及び係長等の説明を聴し、十分審査のうえ部会ごとに意見をまとめ、正副部会長会議、さらに全体委員会をもって討論し結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

(1) 第1部会（部会長 西 宗亮）

議案第23号 平成28年度山ノ内町一般会計予算のうち総務産業常任委員会所管に係る費  
目

議案第24号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算

議案第28号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算

議案第29号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算

議案第30号 平成28年度山ノ内町水道事業会計予算

(2) 第2部会 (部会長 渡辺正男)

議案第23号 平成28年度山ノ内町一般会計予算のうち社会文教常任委員会所管に係る費  
目

議案第25号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第27号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計予算

6. 結 果

(1) 審査区分 議案第23号 平成28年度山ノ内町一般会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

意 見

《共 通》

○第5次総合計画後期基本計画の完全実施と数値目標を達成するように万全を期すこと。

《総務費》

○移住定住促進対策を確実に進め、実績の上がるようにつとめること。

《民生費》

○人権尊重社会の確立と、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に推進すること。

○障がい者にやさしい町づくりを推進すること。

○多様化する子育て・保育のニーズにはきめ細かに対応すること。

《衛生費》

○ごみの分別・減量のための意識啓発につとめること。

○各種健（検）診の受診者増につとめ、健康づくりを推進すること。

《農林水産業費》

○就農支援策の強化と安定した農業経営支援を拡充すること。

○6次産業の育成と活性化につとめること。

《商工費》

○ユネスコエコパークの周知をはかり、産業振興につなげること。

○公衆トイレ・案内看板等の整備をさらに推進すること。

○観光情報提供システムの構築を推進すること。

《土木費》

○公民館・公会堂等の避難所耐震化対策を着実に実施すること。

○急傾斜地砂防対策事業をすみやかに進めること。

《消防費》

○地域防災情報システムは、受信者に配慮して進めること。

○地域防災力向上のため、自主防災組織の育成強化をはかること。

《教育費》

○教育振興基本計画については、教育委員会として課題・理念・目標を明確にしたうえで策定すること。

○スポーツ振興（推進）計画策定にあたっては、社会体育の拠点づくりと合わせ産業振興にも配慮した計画とすること。

(2) 審査区分 議案第24号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

(3) 審査区分 議案第25号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

意見（事業勘定）

○特定健康診査受診率向上のため努力すること。

○保険税の収納率向上につとめるとともに、会計の安定的な運営をはかること。

(4) 審査区分 議案第26号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

(5) 審査区分 議案第27号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○介護予防を充実させるとともに、利用者のニーズを把握し、適切なサービス提供に万全を期すこと。

(6) 審査区分 議案第28号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○加入率・接続率の向上をはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続を求めること。

○使用料および分担金の滞納解消につとめること。

(7) 審査区分 議案第29号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○接続率の向上をはかり、特に補助を受けた合併浄化槽設置者には早期に接続を求めると。

○使用料および分担金の滞納解消につとめること。

(8) 審査区分 議案第30号 平成28年度山ノ内町水道事業会計予算  
原案のとおり可決すべきものと決定

意見

○南部浄水場更新の事業執行には万全を期すこと。

#### 総括意見

国は地方の人口減少の対応に地方創生を掲げ、町に「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を求めた。町はこれらを第5次総合計画後期基本計画と関連して策定し、平成32年の人口目標を1万2,700人に設定した。この目標実現に向けた重点施策をイノベーション戦略プランとした。

後期基本計画の初年度となる平成28年度の山ノ内町一般会計歳入歳出予算は、66億7,700万円で、昨年6月の補正予算後と比較して、3,710万円の増で、ほぼ前年並みとなっている。

#### 〈歳入〉

町税は前年度比0.7%増の16億9,555万円、地方交付税は0.5%増の20億2,000万円、町債は2.4%減の8億8,270万円を見込んでいる。

#### 〈歳出〉

重点となる人口減対策のうち移住定住促進では、新規の若者定住促進マイホーム取得等補助金のほか、若者定住促進や移住定住の家賃補助金、空き家改修補助金、田舎暮らし体験などの事業がある。28年度に移住定住推進室の設置が予定され、移住・定住の成果に期待したい。

観光振興では、観光楽ちんカーサービス事業などの新規事業やJR-DCプレキャンペーンなどの宣伝で誘客増につなげたい。

商工振興では、空き店舗等活用事業補助金が、企業チャンレンジ支援事業補助金とともに、移住・定住促進にも役立つ施策となっている。

農業振興では、そば急速冷凍機による6次産業化推進に注目したい。実績があるがんばる農業就農奨励金支給と農業機械等導入支援の事業は継続となっている。

教育では、スクールバス購入、統合小学校建設調査などがある。将来の小学校1校統合に向けては、十分な調査と検討を重ね、慎重に進められたい。

社会福祉では、27年度、配偶者対策事業で成果が出た。さらなる成果を期待したい。

子育て支援では、国の施策で多子世帯の保育料が軽減される。高校生通学定期券購入費補助金が新たに始まり、子育て支援が拡充される。

保健衛生では、新たに肺がんらせんCT検診および乳幼児健診に視能訓練士検査が導入される。検査精度の向上により、がんの早期発見には受診率向上がカギとなってくる。

土木では、避難施設と大型宿泊施設の耐震診断補助は継続する。人が集まる施設は早急な耐震化が求められる。

消防では、軽積載ポンプ車の更新と防災無線デジタル化は防災力強化の必須事業である。

国保では、医療費が増加する一方で、被保険者の減少により国保税収入が不足している。不足分を国民健康保険特別会計基金で補てんしていたが、基金残高が減少したことから、28年度から保険税の応益分を値上げし、基金残高5,000万円を確保する内容となっている。

水道事業では、老朽化した南部浄水場の更新工事が施工される。懸案の安全な水の供給で住

民の衛生環境の向上が期待される。

本予算には、移住・定住促進や産業振興など多くの新規事業が盛り込まれている。事業の開始に際しては、基本的な手順を踏みながら進める確実性が求められる。また、事業の進捗状況を見ながら、臨機応変に見直しを行い、完成度を高めることも必要になる。第5次総合計画後期基本計画の初年度に当たることから、イノベーション戦略プランを着実に推進し、各事業に成果が得られることを期待する。

以上。

**議長（小淵茂昭君）** これより、予算審査特別委員長から報告のありました8議案に対し一括質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（小淵茂昭君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

議案第23号 平成28年度山ノ内町一般会計予算について討論を行います。

初めに、予算審査特別委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

**10番（渡辺正男君）** 10番 渡辺正男。

議案第23号 平成28年度一般会計予算に対し、反対の立場から討論します。

本予算案は、第5次総合計画後期基本計画、過疎地域自立促進計画の初年度に当たり、町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略で地域産業の振興、雇用創出、移住・定住促進、子育て支援等の施策を堅持し、人口減対策、地域産業の活性化に重点的に取り組んでいかなければならない大事な年の予算となります。

本予算案には、悪質な選挙前のばらまきと批判の多い臨時福祉給付金が計上されています。7月の参院選を前に低所得者の高齢者に3万円ずつ配るというもので、6月中に配り終わるとの指示が来ているそうです。信じられない、国費による選挙買収で強い憤りを覚えます。

また、全ての国民に背番号をつけ、所得や個人情報等を把握、管理することを狙うマイナンバー関連システム改修にも予算が計上されていて問題です。国民に対するさらなる徴収強化に利用される危険性、それから個人情報漏えいのおそれもあり、賛成できません。

6次産業化推進のそばの急速冷凍機購入については、若干不協和音が聞こえてきているようであり、須賀川地区のそばにかかわる皆さんへの説明がまだ不十分と感じます。粘り強く合意形成に向け取り組んでいただきたいと思います。

移住・定住対策では、住宅リフォーム助成が廃止となっています。これまで地域の仕事起こし、定住対策に効果を上げて、町民から、また小規模事業者からも喜ばれてきたこの制度の廃止には賛成できません。かわりに、若者定住促進マイホーム取得等補助金が新設されましたが、単なるお金持ち優遇策とならないか心配です。



もう10年以上も前から議会として予算、決算に意見をつけてきた社会体育館の建設検討に今年度もまた手がつけられていません。残念ですが、予算計上されたスポーツ振興計画、スポーツ推進計画とも正式には呼ばれますが、この計画策定の中で、子供たちも含めた幅広い市民のニーズをしっかりと把握し、総合スポーツ施設整備に取り組んでいただきたいと思います。

小学校統廃合については、29年度に西小と北小を統合、34年度を目標に1校統合との方針以外は何も具体的に決まっておらず、新たな検討組織の立ち上げも予算化されていません。基礎調査と同時進行で一貫教育の是非や建設に向けての検討をスタートさせるべきと考えます。新規計上されている教育振興基本計画策定の中でも、将来の小・中学校のあり方や学力向上、社会教育とのかかわり等の課題をしっかりと整理して慎重に議論していただきたいと思います。

幾つか問題点のほうを先に指摘させていただきましたけれども、評価できる点についても述べておきたいと思います。

4月から新設の移住定住推進室については、人口ビジョン達成に向けての積極的な取り組みで評価します。人口減対策の各種施策を総合的、専門的に取り組むことで、効率的、効果的な事業執行に発展していくことを期待します。

少しずつ成果が出始めてきている結婚活動応援事業の社会福祉協議会への委託料が拡充されたことも評価できます。幸せな結婚、それから幸せな家庭づくりにさらに効果が上がることを期待いたします。

保育料の負担軽減、特に休日保育や延長保育等の特別保育料の軽減は、子育て世代への応援であり、少しでも少子化を食い止める効果が出てくることに期待したいと思います。また、新規の高校生通学定期券代補助、これも近隣でも珍しい先駆的な取り組みで評価いたします。

以上、問題点、評価できる点、指摘をさせていただきました。

第5次総合計画後期基本計画に反対した理由ともかぶっておりますけれども、28年度一般会計予算案は、全体として町の明るい将来に向けて、「住む人、訪れる人に温もりのある郷土」をつくり上げていくための計画的、戦略的な予算と呼ぶにはまだまだ不十分な点が多く、賛成することはできません。

以上、反対討論とさせていただきます。

**議長（小淵茂昭君）** 次に、予算審査特別委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

7番 高山祐一君、登壇。

（7番 高山祐一君登壇）

**7番（高山祐一君）** 7番 高山祐一。

議案第23号 平成28年度山ノ内町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

平成28年度は、町第5次総合計画後期基本計画の初年度に当たり、その実現のためのツールとして、後期基本計画との整合性をとりながら、過疎地域自立促進計画が策定されました。議会としても特別委員会を設置し、審査を行ったところであります。

町は、多くの市民が興味を持ち、心配している社会体育館問題を総合計画の後期計画に検討

する予定を先延ばしにしている点については、早急の対応をすべきと考えます。

歳入では、大きな割合を占めている交付税収入が町税収入を上回るなど、町の経済状況は依然として厳しい現状であります。基幹産業である観光と農業のさらなる発展のための施策を講じることが望まれます。

歳出では、人口減対策で若者定住促進マイホーム取得等補助金を新設するとともに、若者定住や移住・定住家賃補助金、空き家改修補助金などの施策を講じ、さらには、総務課内に移住定住推進室を設置し、一層の人口減少対策を推進するなどの意欲が見られます。

しかしながら、パイの奪い合いだけではなく、人口減対策の原点である結婚応援事業については、民間での事業の情報収集にも目を向けて、婚活の応援を講ずるなど、前面、側面からの支援策を望みたいものです。

観光振興では、観光お宿便サービス事業の1年間の実績を考慮して、予算規模を縮小した、さらには帰りの荷物を自宅までに着目し、お客様の利便性を高める施策は評価できる。今後とも改善していく点は改善する姿勢を望むところです。また、新規に観光楽ちんカーサービス事業では、今まで弱かった新幹線飯山駅からの2次交通対策としての施策を講じたことは評価できる。しかし、真にお客様のためになっているかの検証は続けてほしいものです。

農業振興では、6次産業化の推進に急速冷凍機の購入をするなど、今後も注目していきたいところでございます。

教育では、スクールバス購入費、統合小学校建設調査費などを盛り込んだ、将来1校統合に向けては十分な調査と検討をしながら進められることを望みます。

子育て支援策は、基幹産業である観光と農業に従事する保護者の負担軽減を図るため、休日保育料を無料にするなど、町の実情に合った思いやりのある施策であると評価いたします。

一般会計から国民健康保険特別会計には住民の負担軽減や基金残高維持のため、値上げに対して法定外繰り入れを増額した点は評価できます。

終わりに、平成28年度予算は、移住・定住推進、産業振興面での多くの新規事業が盛り込まれています。PDCAサイクルにより見直すべき事業は見直し、臨機応変に進めることが重要と考えます。

第5次総合計画後期基本計画の初年度に当たり、イノベーション戦略プランを果敢に推進し、「住む人、訪れる人に温もりのある郷土」実現のため、各事業の大いなる成果を期待して賛成討論といたします。

**議長（小淵茂昭君）** ほかに討論ありますか。

（発言する者なし）

**議長（小淵茂昭君）** 討論を終わります。

議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

**議長(小淵茂昭君)** 起立12名で多数です。

したがって、議案第23号 平成28年度山ノ内町一般会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(小淵茂昭君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第24号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(小淵茂昭君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成28年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、予算審査特別委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

(10番 渡辺正男君登壇)

**10番(渡辺正男君)** 10番 渡辺正男。

国民健康保険特別会計予算につきましては、先ほど条例審議、国民健康保険税条例の一部改正する条例の制定について反対討論をさせていただきました。

その中で、値上げに対する反対の考え方を述べさせていただいております。今回のこの国民健康保険特別会計予算につきましては、この値上げを前提とした、そこで成り立っている予算案であります。

したがって、先ほど述べさせていただきました同じ理由で、この予算にも反対をさせていただきますと思います。

以上です。

**議長(小淵茂昭君)** 次に、予算審査特別委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

**議長(小淵茂昭君)** 討論を終わります。

議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

**議長（小淵茂昭君）** 起立11名で多数です。

したがって、議案第25号 平成28年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（小淵茂昭君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長（小淵茂昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成28年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（小淵茂昭君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長（小淵茂昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 平成28年度山ノ内町介護保険特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（小淵茂昭君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

**議長（小淵茂昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成28年度山ノ内町公共下水道事業特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(小淵茂昭君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(小淵茂昭君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成28年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号 平成28年度山ノ内町水道事業会計予算について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(小淵茂昭君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第30号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(小淵茂昭君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成28年度山ノ内町水道事業会計予算は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 2 1 選第 1 号 山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

**議長(小淵茂昭君)** 日程第21 選第 1 号 山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

本件につきましては、議会事務局長に説明させます。

事務局長。

**議会事務局長(河野雅男君)** それでは、選挙管理委員及び同補充員の選挙についてご説明申し上げます。

平成28年1月14日付で選挙管理委員長から議長宛てに、現在の選挙管理委員及び同補充員の任期が本年6月5日をもって満了となることから、選挙を行いたい旨の通知がございました。

よって、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定によって、選挙管理委員4人、同補充員4人の選挙を行うものであります。任期はいずれも平成32年6月5日までの4年間でありませぬ。

なお、補充員は選挙管理委員に欠員が生じたときに補欠するものであります。

選挙管理委員及び同補充員は、選挙権を有し、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見

を有する者であり、かつ選挙、投票または国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者でないことと定められております。

次に、選挙の方法について申し上げます。

地方自治法第118条の規定によって、選挙は投票による方法と指名推選による方法があります。投票による場合には、公職選挙法の規定が準用されます。指名推選による場合には、同条第2項の規定によって、議員中に異議のないことが条件となっております。

補充員の順序につきましては、投票による場合は、得票数の順になりますが、指名推選による場合は、推薦の際、あらかじめ補充の順序を定めておく必要があります。

以上であります。

**議長（小淵茂昭君）** お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（小淵茂昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（小淵茂昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

推選案を事務局から配付させます。

（推選案配付）

**議長（小淵茂昭君）** お手元に配付したとおり、選挙管理委員には、山ノ内町大字平穏3066番地、岩下徳治さん、山ノ内町大字佐野1102番地の1、望月千弘さん、山ノ内町大字夜間瀬4637番地2、宮津満安さん、山ノ内町大字夜間瀬8732番地5、野竹ふき子さん、以上の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員には、山ノ内町大字平穏1270番地4、関彦吉さん、山ノ内町大字夜間瀬11181番地6、山崎妙子さん、山ノ内町大字夜間瀬2663番地1、山口賢治さん、山ノ内町大字佐野1435番地の1、高相修一さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（小淵茂昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山ノ内町選挙管理委員に岩下徳治さん、望月千弘さん、宮津満安さん、野竹ふき子さん、選挙管理委員補充員には関彦吉さん、山崎妙子さん、山口賢治さん、高相修一さん、以上の方が当選されました。

次に、補充員の補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名した

順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

---

## 22 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

議長(小淵茂昭君) 日程第22 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る2月29日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇)

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

それでは、陳情の審査報告を行います。

平成28年3月28日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

社会文教常任委員長 渡 辺 正 男

### 陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

#### 記

1. 受理番号 第1号

2. 受理年月日 平成28年1月6日

3. 件 名

(陳情第1号)

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

陳情者 大阪府東大阪市六万寺町3-12-33

軽度外傷性脳損傷仲間の会

代表 藤本久美子

4. 付託年月日 平成28年2月29日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

この陳情につきましては、大変専門的な内容の文言が多く、担当課から詳しく説明もお聞きしながら検討させていただきました。

その上で、この陳情にありますとおり、意見書を上げてほしいということも含まれておりますけれども、後刻また意見書については提案をさせていただきますけれども、全会一致ということで採択すべきものと決定をさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

皆さんのご賛同をお願いいたします。

**議長（小淵茂昭君）** 委員長報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（小淵茂昭君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（小淵茂昭君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（小淵茂昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情については、社会文教常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

## 2 3 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書

**議長（小淵茂昭君）** 日程第23 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る2月29日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

西総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇）

**総務産業常任委員長（西 宗亮君）** 5番 西宗亮。

それでは、審査の結果を申し上げます。

平成28年3月28日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

総務産業常任委員長 西 宗 亮

### 陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記



1. 受理番号 第2号

2. 受理年月日 平成28年1月21日

3. 件名

(陳情第2号)

最低制限価格の設定に関する陳情書

陳情者 長野市岡田町124-1

一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 池田修平

中野市壁田955

一般社団法人長野県建築士事務所協会中高支部 支部長 鈴木文夫

4. 付託年月日 平成28年2月29日

5. 審査結果 不採択とすべきものと決定

それでは、審査経過についてご説明申し上げます。

採択の結果は、今申しあげましたように、全会一致で不採択となりました。この陳情は、今まで何回となく、ほぼ同様の陳情があり、近年では平成26年6月、平成27年3月の議会においても不採択となっております。

今回の陳情については、それから1年の間の当町及び社会状況にその必要性が生ずる変化も確認できず、願意の妥当性、実現の可能性等を十分審査して、全会一致で不採択とすべきものといたしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**議長（小淵茂昭君）** 委員長報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（小淵茂昭君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（小淵茂昭君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第2号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起立する者なし)

**議長（小淵茂昭君）** 起立ありません。

したがって、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書については、総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定されました。

## 24 陳情第3号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情

議長（小淵茂昭君） 日程第24 陳情第3号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る2月29日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

西総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇）

総務産業常任委員長（西 宗亮君） 5番 西宗亮。

申し上げます。

平成28年3月28日

山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭 様

総務産業常任委員長 西 宗 亮

### 陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

#### 記

1. 受理番号 第3号
2. 受理年月日 平成28年2月16日
3. 件 名  
(陳情第3号)  
未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情  
陳情者 兵庫県神戸市灘区中郷町3丁目5番4号  
任意団体 Kids Voting Japan  
代表 寒川友貴

4. 付託年月日 平成28年2月29日

5. 審査結果 不採択とすべきものと決定

それでは、審査経過についてご説明させていただきます。

この陳情第3号につきましては、現行法並びに6月に施行される改正法等、法的根拠についても検討いたしました。また、最近の事例も参考にした上で、当町では既に小・中学校において取り組まれていることもあり、さらに、当町における各投票所の広さ、投票事務への影響等も考慮し、期日前投票所及び当日の投票所への模擬投票所併設導入は、その実現性、願意の妥当性から、当町では合理性に欠けるとの判断から不採択すべきものとなりました。

議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（小淵茂昭君） 委員長報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第3号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立する者なし）

議長（小淵茂昭君） 起立者ありません。

したがって、陳情第3号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情については、総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定されました。

---

## 25 発委第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について

議長（小淵茂昭君） 日程第25 発委第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇）

社会文教常任委員長（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

先ほどは陳情第1号、皆様のご賛同をいただきましてありがとうございます。

その陳情第1号の採択を受けての発委となります。若干提出者、陳情者の指名されました案文とは、若干私たちの委員会では話し合いをさせていただきながら、手直しもさせていただいております。

それでは、読み上げていきたいと思っております。

発委第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成28年3月28日 提出

社会文教常任委員長 渡辺正男

平成28年3月 日 議決

それでは、意見書の案文を読み上げたいと思います。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口  
などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字通り脳は頭蓋内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合があります。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応の鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩です。また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間発症しないこともあります（一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下《IRB脳ガイドライン》でしかみられません）。

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数ヶ月かかることがあり、まれには、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生します。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなります。死に至る場合、（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

この病態は、Scat2やScat3において客観的な診断方法が確立されており、既に国際オリンピック委員会を始め、FIFA、IIHF、IRB、F-MARC等で採用され、ポケットScat2においては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より、「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されています。

しかし、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回っているのが現状です。症状が重篤で治療が長期に及んだ場合、再就学・再就職のタイミングを失い、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、うつ状態に陥ってしまう人も多く存在します。特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害と誤ってみなされてしまうケースもあります。

また、事故の初動調査の遅れから事案の経緯が明確にならず、介護・医療・補償問題も後手

に回り、同様の事故の再発防止を困難にしている現状があります。

そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望します。

## 記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

### 1. 教育機関での周知徹底と対策

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、「ポケット S c a t 2」の携帯を勧める。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も行い、経過観察を促すこと。

### 2. 専門医による診断と適切な検査の実施

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、C T / M R I だけではなく、神経学的検査の受診もするとともに、「S c a t 3 (12歳以下の場合はチャイルド S c a t 3)」を活用し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

### 3. 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

### 4. 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに、第三者調査期間を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月 日

衆議院議長様 参議院議長様  
内閣総理大臣様 総務大臣様  
厚生労働大臣様 文部科学大臣様

長野県山ノ内町議会議長 小 淵 茂 昭

以上であります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(小淵茂昭君)** 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

## 26 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

## 27 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

## 28 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

## 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

**議長(小淵茂昭君)** 日程第26から日程第29までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

**議長(小淵茂昭君)** 以上4件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

**議長(小淵茂昭君)** 異議なしと認めます。

したがって、4案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

**議長(小淵茂昭君)** 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

---

**議長(小淵茂昭君)** 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月29日から本日までの29日間の会期でありましたが、一般質問においては、10名の議員が登壇され、まち・ひと・しごと創生総合戦略、産業振興、教育や福祉など、町の諸課題についてさまざまな見地から活発な論戦を展開いただきました。

また、議案審議では、平成28年度予算や平成27年度補正予算を初め、条例の制定と一部改正に加え、過疎地域自立促進計画の策定など、数多くの重要案件についてご審議をいただきました。とりわけ新年度予算の審査に当たりましては予算審査特別委員会を、過疎地域自立促進計画の審査に当たっては過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置するなど、慎重かつ真剣に審査をいただき、厚く御礼を申し上げます。

提出されました審査意見はもとより、本会議、委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

間近に新しい年度が始まります。可決した予算がより効果が上がり、住民益をもたらすよう、町、議会、そして住民が一体となってまちづくりが推進されますようお願い申し上げます。

本日ここに、無事閉会を迎えられることを改めて感謝申し上げますとともに、議員、理事者、管理職各位に重ねて御礼を申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

---

**議長（小淵茂昭君）** 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

**町長（竹節義孝君）** 平成28年第1回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、2月29日から29日間の長い会期中で、3日間の一般質問では、第5次総合計画後期基本計画、産業振興、人口減対策、教育・福祉行政を中心に活発なご議論をいただきました。

また、平成28年度一般会計予算を初め、特別会計など予算関連議案、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例などの条例制定議案、山ノ内町過疎地域の自立促進計画など、全ての議案を原案どおりご承認いただきありがとうございました。

とりわけ平成28年度山ノ内町予算審議に当たりましては、特別委員会を設置され、慎重審議をいただきましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。

なお、審査意見を数多くいただきましたが、十分尊重させていただき、予算執行に努めてまいりたいと思います。

第5次総合計画後期基本計画の初年度の予算として、住民が暮らしやすいように、企業が営業しやすいようにをモットーに、自信と誇りの持てる郷土を目指した予算編成に心がけたところです。

住民や観光客が安心・安全に暮らせたり、訪れていただいた皆様の安心などをまちづくりの基本として、長年の懸案でありました南部、東部の浄水場の建設や防災無線の整備に着手するとともに、町の基幹産業である観光と農業の振興を図り、福祉や教育の充実などにより人口対策、子育て支援、若者定住・移住など積極的に推進してまいります。

予算措置とともに、組織機構、職員配置や派遣など含め、対応してまいります。バブル期やオリンピック推進当時とは違い、町税収入も半分ほどに落ち込み、人口減少に歯どめがかからない現在の経済状況、社会現象とはいえ、まちづくりは人づくり、人材育成を基本に、基金や過疎対策債など、財源を有効活用するとともに、スクラップ・アンド・ビルドにより、重点施

策を中心に人的及び財政的にも調整し諸施策の推進に努めてまいります。

当町の基幹産業でありますウインター観光、スキー振興、オリンピック招致、選手育成の一環として30年前から白馬、野沢とともに開催してきましたF I Sファーイーストカップ、ジャパンシリーズ志賀高原大会も今シーズンをもってやめることにいたしました。

一方、全国高校体育連盟やS A J、S A N、志賀高原スキークラブの強い要請もあり、高校選抜アルペンスキー大会を今シーズンから志賀高原で開催することにし、3月10日から12日の3日間、全国33都道府県、134校250名の若人が熱いレースを展開されました。来年も開催する予定ですが、クロスカントリーのみならず、アルペンでも地元選手の活躍を大いに期待しているところでございます。

また、山ノ内町観光大使神田正輝カップも3月13日、神田正輝ファン、スキー愛好者、志賀高原が大好きな150名近い皆さんが、ことし19回目のスキー大会として、あわせて交流会も楽しられました。前夜祭には、町制施行60周年記念特別表彰も参加者の前で伝達するほか、山ノ内町の観光PRであるS B Cラジオ「よってかっしゃい やまのうち」の収録もさせていただきました。神田さんのさらなる活躍と観光PRに期待しているところでございます。

1月に引き続き、志賀高原へスキーに来山された名誉町民小澤征爾さんから、3月12日、奥志賀高原でのスキーのお誘いを受け、小澤さんの一滑りの後、昼食をともにしながらグラミー賞受賞のお祝いを申し上げたところでございます。

町制施行60周年記念のビデオでござんいただきました、昨年9月28日のO Z A W A R O O M30のテープカットに訪れたとき、中学生からの歌のプレゼントの話題になり、「400名の大合唱、めっちゃうまかったし、本当に感激した。ことしの7月の演奏に訪れるのが楽しみだ」と、元気よく語っておられました。

今申しあげましたように、1月に引き続き、80歳でスキーを楽しむなどのお元気な方であり、ますますのご活躍を期待しているところであります。また、去年は風邪のため演奏会での指揮はいただけませんでしたが、7月ご来町され、演奏会での小澤さんの指揮する姿を楽しみにしているところでございます。

3月14日、県庁で阿部知事と記者会見し、ことし6月26日、第3回A B M O R I を志賀高原・旧笠岳スキー場にて、歌舞伎俳優の市川海老蔵さんとともに、全国から1,000名の参加者を募り、1万本の植樹活動を開催したいと思っております。

長野県や森林関係団体、ユネスコスクールの東小学校、中野西高等学校を初め、町内の小学生や地元ボランティア、各種団体、協賛企業など、人的面、協賛金などのご協力をいただき、信州・志賀高原から始まる市川海老蔵命を守る森づくり、A B M O R I 2016の成功に向け、実行委員の皆様とともに、全課等の職員とともに万全の準備体制に入りました。多くの参加者と寄附金が募り、当日の天気にも恵まれ、標高1,600メートルの志賀高原で、いい汗を流し、植樹や交流、誘客につながることを大いに期待しているところでございます。

また、新幹線飯山駅開業1周年に当たる3月14日には、今まで飯山駅からの2次交通は、長



電バスによる急行便2便ほかは各ホテル及び個人の対応でございましたが、町独自に観光楽ちんカーサービスとして飯山駅からのタクシー、レンタカーのサービスを関係各社並びに町観光連盟の協力を得、調印・実施しています。

昨年の長野駅MIDORIにあるクロネコヤマトによる午前中に荷物を預けると、夕方6時には旅館、ホテルに届くという観光お宿便サービス、1個500円でございますが、に続いての町内に宿泊されるお客様への町独自のおもてなしサービスでございます。大いに利用いただくよう、旅館、旅行者、契約タクシー、レンタカーとともにPRし、誘客につながるよう努めてまいります。

町内小・中学校の卒業式並びに保育園の卒園式も無事終わり、立派に巣立っていく子供たちの元気な姿やご家族の安堵の顔を拝見していると、ほっとしてまいります。これからも未来ある子供たちが安心して保育園、学校に通い、将来、町や日本のために社会人として活躍していただけるものと大いに期待しているところでございます。

また、4月には入園式、入学式が挙行されます。引き続き行政の責務として、子育て支援、教育環境のハード、ソフト面の整備を学校や教育委員会と連携を密にし、総合教育会議でしっかり方向を定め対応してまいります。

3月31日で27年度が終了し、予算の適正執行、事務処理などを行う一方、4月1日から新年度がスタートします。議決いただいた予算とともに、組織機構の充実、職員の適材適所の人事配置などにより、これからも住民目線での住民サービスを基本に諸施策を執行してまいりますので、議員各位には、すぐれた知識と経験をもとに、車の両輪のごとく、恵まれた自然を生かし、自信と誇りの持てる郷土づくりにご協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、季節の変わり目、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、町行政に対しても従前にも増してご理解、ご協力を賜りますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（小淵茂昭君） これにて平成28年第1回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間、ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 4時19分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員